

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第 14 条施行令第 6 条の規定により屋内作業場、タンク内等において一定の有機溶剤（有機溶剤以外の物と有機溶剤との混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の 5%を超えて含有するものを含む）を用いて作業を行う場合には、有機溶剤物質による有害性を抑止するため労働衛生や作業方法に関する知識を有する作業主任者を選任しなければならないこととなっております。当協会は埼玉労働局の登録教習機関として、作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により実施いたしますので、受講下さいませようご案内申し上げます

記

1. 講習日時 平成 31 年 2 月 14 日（木）09 時 25 分～17 時 20 分（受付開始 09 時 10 分）
平成 31 年 2 月 15 日（金）09 時 30 分～18 時 00 分 **講習修了後に試験を実施。**
2. 講習会場 学科：熊谷文化創造館さくらめいと会議室 2 熊谷市拾六間 111-1(高崎線籠原駅南口下車)
3. 募集人員 **52 名**（定員に達し次第、締切りとさせていただきます）
4. 講習科目 (1) 有機溶剤による健康障害及び予防措置 (3) 保護具
(2) 作業環境の改善方法 (4) 関係法令
5. 講習費用 **12,744 円【受講料 10,800 円（税込）、テキスト代 1,944 円（税込）】**
※納付いただいた講習費用はお返しいたしません。事前変更申請による許可者の受講は可。
6. 申込方法 **①郵送申込：まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入して FAX でお申込み下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して確認のうえ、写真 1 枚(縦 30×横 25mm、6 ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用用紙を使用)を受講申込書に貼付して、当協会宛に申込原本を郵送して下さい。
受講票は、申込書原本と口座振込を確認後にご担当者宛に FAX いたします。
②持参申込：まず申込書に必要事項と持参予定日を記入して FAX でお申込み下さい。
FAX 後、必ず電話連絡して確認のうえ 申込書に講習費用を添え当協会事務所に持参して下さい。
※午前 9 時～午後 4 時 30 分まで受付(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
③申込期限：申込書提出及び講習費用納入いずれも 1 月 31 日（木）まで。
④申込先：（一社）熊谷地区労働基準協会
Tel.0 4 8 - 5 2 5 - 1 7 4 6 Fax.0 4 8 - 5 2 5 - 6 5 0 6
〒3 6 0 - 0 0 3 1 熊谷市末広 2 - 1 1 9 ビックストビル 1 階
⑤振込先：埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0 4 5 5 1 1 2
（一社）熊谷地区労働基準協会 宛
7. 修了証 (1) 全科目を受講した所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
(2) 欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は未修了となります。
(3) 試験結果及び修了証は講習修了後、2 週間後までにご担当者宛に送付します。
8. その他 (1) **事務処理上、講習当日の受付はいたしません。** (2) テキストは講習当日お渡しします。
(3) 当日の代替者の出席受講は認めません。(4) 駐車場(300 台)は会場に充分あります。
(5) 昼食は各自でご用意下さい。

※ 会場のバイキングレストランを、当日受付申込により特別割引料金(先着 30 食)で利用できます。

■申込者複数の場合は、お手数ですが受講申込書をコピーしてご使用下さい。

別紙に当講習の申込書があります